

運送約款、航空運送状、運賃

運送約款	約款とは、 日常の暮らしと約款
	航空貨物運送約款とは (例) JALの約款、 KWEの約款
	運送約款の主な内容、 航空法に基づく認可
	運送約款の条項(航空会社、混載業者)
	航空会社の運送責任、 その基礎となっている国際条約
	ワルソー条約とヘーグ議定書
	モントリオール第4議定書、モントリオール条約、 批准国
運送状	航空運送状の種類、機能
	航空運送状のフォーム、 主な記載事項
	航空運送状と船荷証券の違い
運賃	航空貨物運賃の基礎、 運賃の種類、 燃油サーチャージ
	混載貨物運賃 (参考)混載貨物の流れ

荷送人と運送会社との契約

航空会社が荷送人から貨物を受取って運送を引受ける時に、荷送人と航空会社との間でどのような契約が交わされるか？どのような運賃が適用されるか？

どこから、どこまで、何を、いつ、どのように、いくらで、運ぶか？



荷送人から、フォワーダーが貨物をピックアップ



フォワーダーが発送の準備をして航空会社に貨物を引渡し



発地空港で航空会社が貨物を受託

荷送人

運送契約

航空会社

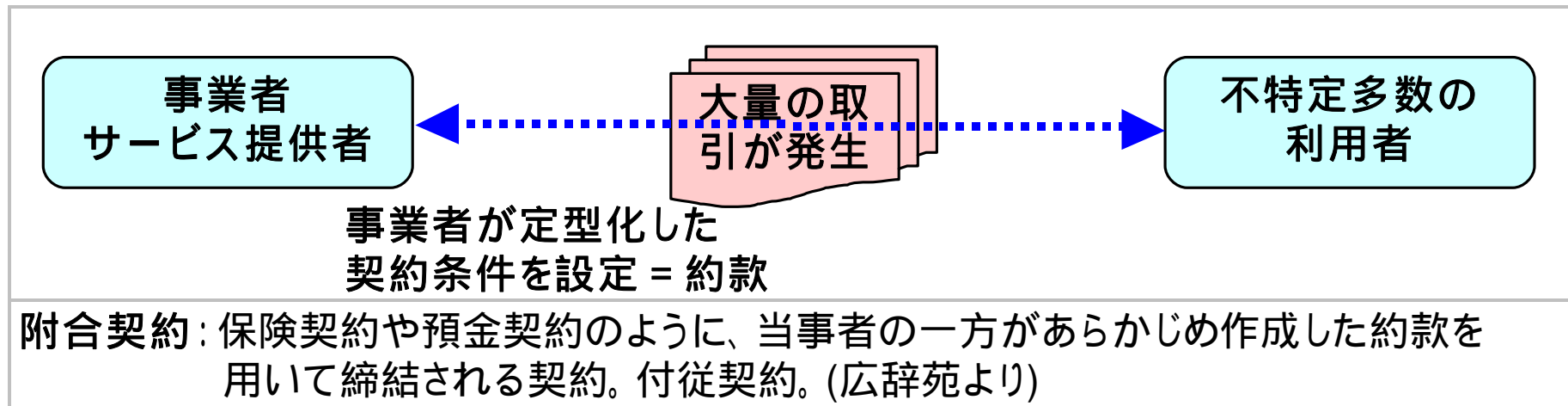
航空運送状

暮らしの身近にある約款

パソコンでe-mailを送る	インターネットプロバイダーのサービス利用約款
携帯で電話する	au通信サービス約款、FOMAサービス契約約款、 ソフトバンク通信サービス契約約款
電気を使う	電気供給約款
バスに乗る	バス会社の運送約款
地下鉄に乗る	地下鉄の運送約款
銀行で預金をおろす	取扱約款
学生保険に入る	保険約款
火災保険に入る	保険約款
海外旅行に行く	海外旅行保険約款
ホテルに泊まる	宿泊約款



約款とは



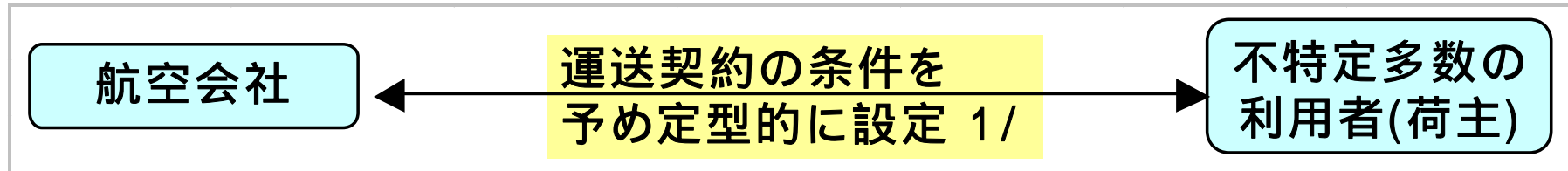
様々な業種の約款の例：

保険会社	生命保険約款、損害保険約款
銀行	銀行取引約款、投資信託総合取引約款、特定口座約款
倉庫会社	倉庫寄託約款
バス、タクシー	運送約款
建築会社	工事請負契約約款
不動産取引	媒介契約約款
宅配便	宅配便約款
フォワーダー	利用運送約款

参考：タクシー約款 <http://www11.plala.or.jp/okesa/yakkan/yakkan-t.html>

航空貨物運送約款とは

(Conditions of Carriage)



航空会社が荷送人から貨物を預かって運送するに当たっての航空会社側の条件を示したものの

航空会社側の条件とは？ 例えは、貨物の受渡、運賃、運送責任等

航空会社・混載業者は各社のホームページに運送約款を掲載している。

航空会社の運送約款(Conditions of Carriage)

例：http://www.jal.co.jp/jalcargo/inter/img/pdf_agreement.pdf

日本の航空会社は航空法に基づき国土交通省の認可を得た約款を使用

混載業者の運送約款(Conditions of Carriage)

例：http://www.nittsu.co.jp/corporate/yakkan/pdf/hyojun_kokusai_riyo_koku_unso_yakkan.pdf

日本の混載業者は標準国際利用運送約款(国土交通省告示)を使用

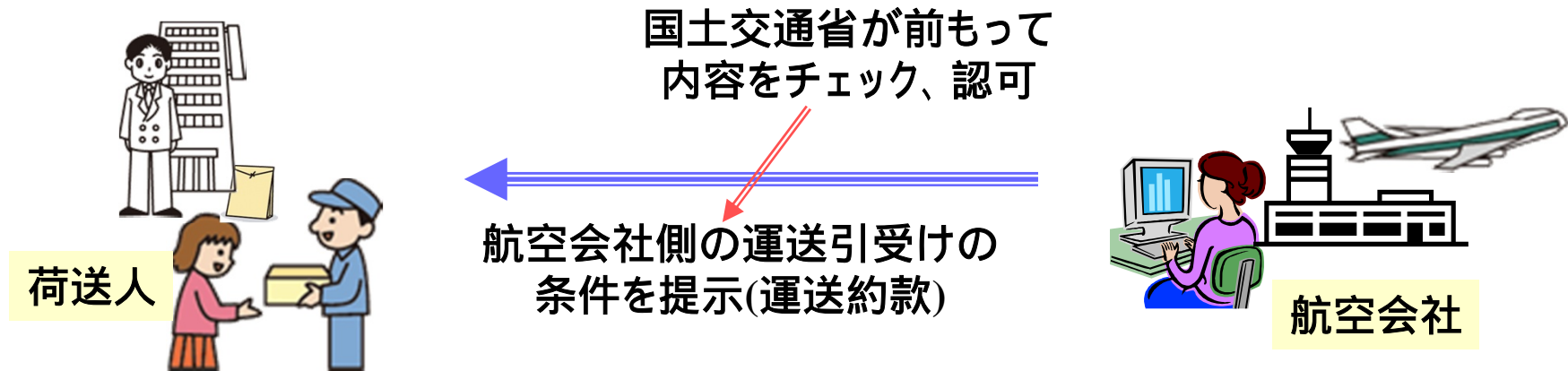
約款の主な内容と国による認可

<主な内容>

航空運送状の役割、作成
 貨物運賃
 貨物の運送引受け、引渡し
 航空会社の運送責任、免責事項
 貨物クレームの損害賠償請求期限

<航空法に基づく認可>

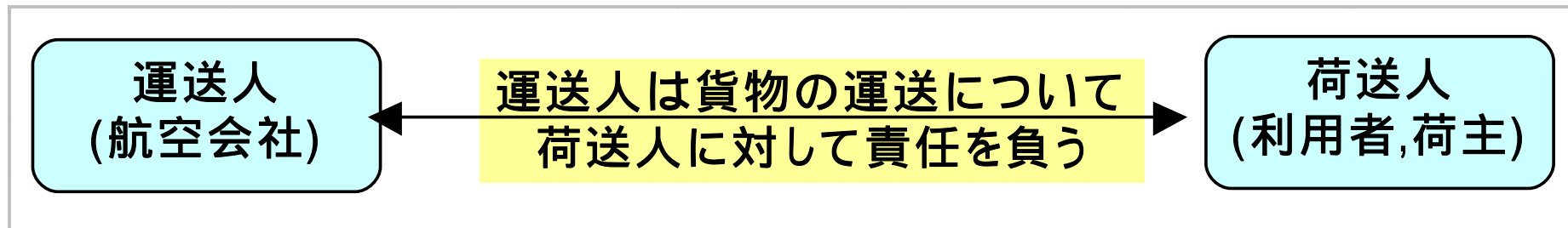
(運送約款の認可) 第106条 本邦航空運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。



[リンク：航空会社の約款の条項例](#)

[リンク：フォワーダーの約款の条項](#)

航空会社の運送責任



ワルソー条約およびハーグ議定書：過失責任主義 (過失推定主義)

「運送人は運送人及びその使用人が損害を防止するため必要な全ての措置をとったこと又はその措置をとることができなかつたことを証明した時は責任を負わない」

運送人の責任限度額：250金フラン(20米ドル) / Kg 1/

航空会社に過失がある場合、荷主は限度額を超えて賠償を求めることが可能。

モントリオール第4議定書およびモントリオール条約：無過失責任主義

「貨物の破壊滅失または毀損の場合における損害は、その原因となった事故が航空輸送中に生じたものである事のみを条件として責任を負う」

19SDR/kgを破ることのできない上限とする。 2/

(注) 1/ ワルソー条約：「運送人の責任は、1kgについて250金フランを限度とする。ただし、荷送人が荷を運送人に交付する際に引渡しの際の価額を特に申告し、かつ、必要とされる増料金*を支払った場合は、この限りでない」 (増料金*：従価料金)

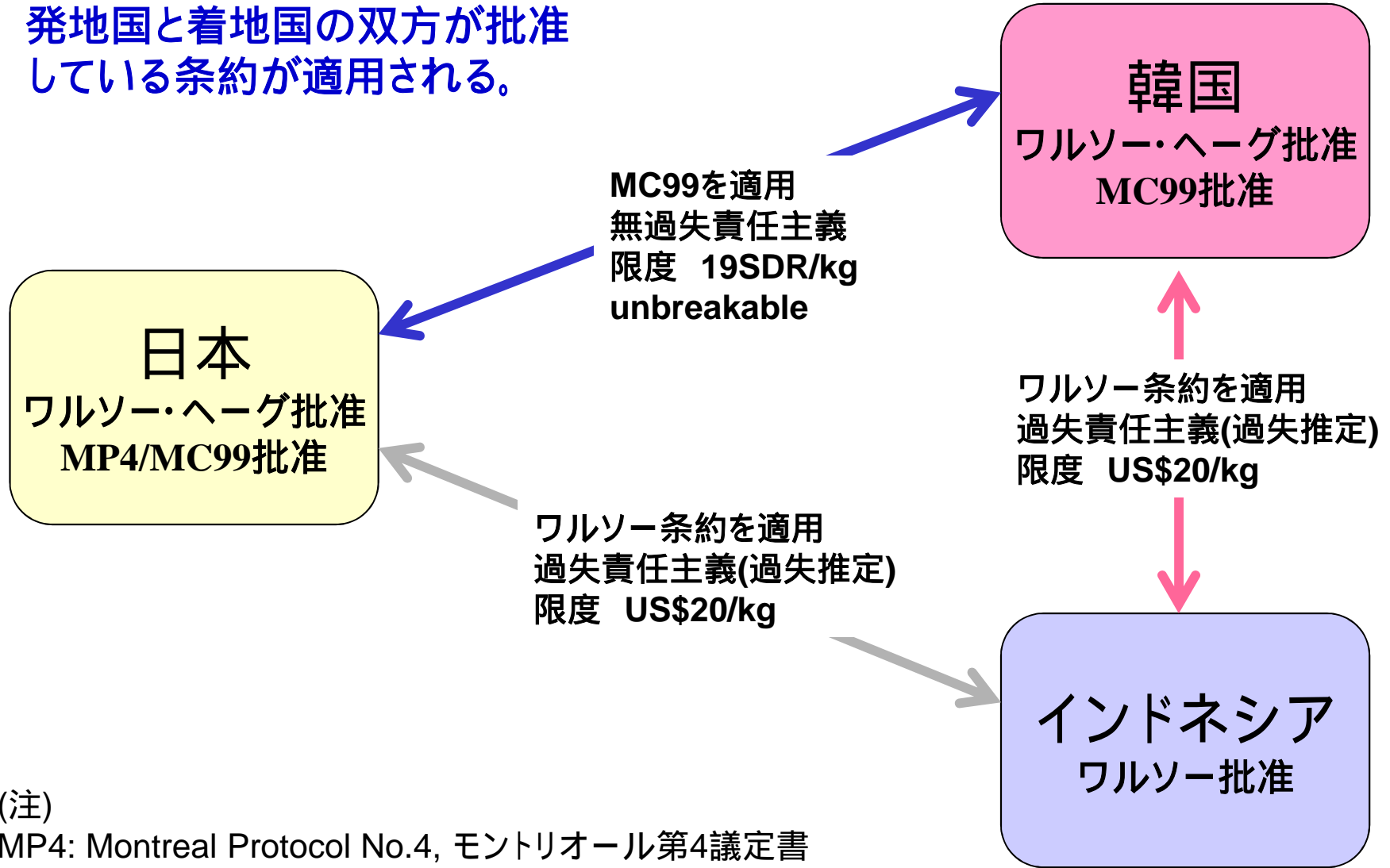
2/ SDR：Special Drawing Rights, IMFに加盟する国が持つ資金引出し権、及びその単位

[SDRファクトシート](#)

[賠償限度額の改正：「モントリオール条約に係る賠償限度額の改正について」](#)

運送区間によって異なる航空会社の責任

発地国と着地国の双方が批准している条約が適用される。



(注)

MP4: Montreal Protocol No.4, モントリオール第4議定書

MC99: Montreal Convention of 1999, モントリオール条約

ワルソー条約とヘーグ議定書

日本はワルソー条約(1929制定)、ヘーグ議定書(1955制定)、モントリオール第4議定書(1975制定)、モントリオール条約(1999制定)を批准している。従って、日本の航空会社の約款はこれらの条約に沿う形になっている。

ワルソー条約

条約の名称 規定の内容	"The Convention for the Unification of Certain Rules Relating to International Carriage by Air" 旅客、手荷物、貨物の国際航空運送に関する条約 運送証券、荷送人・荷受人の権利、運送人の責任、損害賠償手続き等
条約の特徴	運送人の有限責任(250金フラン/kg)、過失推定責任主義
制定・発効時期	1929年に制定、1933年に発効、日本は1953年に批准、152ヵ国が批准済み

ヘーグ議定書(改正ワルソー条約)

条約の名称 規定の内容	"Protocol to amend the Convention for the Unification of Certain Rules Relating to International Carriage by Air signed at Warsaw on 12 October 1929" ワルソー条約の一部改正
条約の特徴	運送証券に関する規定を修正、損害賠償の請求期間を延長 運送人の有限責任、過失推定責任主義 (ワルソー条約に同じ)
制定・発効時期	1955年に制定、1963年に発効、日本は1967年に批准、137ヵ国が批准済み

[リンク : ワルソー条約批准国リスト](#)

[リンク : ヘーグ議定書批准国リスト](#)

モントリオール第4追加議定書とモントリオール条約

モントリオール第4追加議定書 (Montreal Protocol No.4)

条約の名称 内容	"Montreal Protocol No.4 to amend the Convention for the Unification of Certain Rules Relating to International Carriage by Air signed at Warsaw
	on 12 October 1929 as amended by the Protocol done at the Hague on 28 September 1955 signed at Montreal on 25 September 1975"
	ワルソー条約・ヘーグ議定書の一部変更
条約の特徴	航空運送状の電子化可能 新賠償責任制度(厳格責任: 無過失責任、17SDR/Kgの絶対的上限)
制定・発効時期	1975年に制定、 1998年に発効、 日本は2000年に批准 58カ国が批准済み (出所: http://www.icao.int/icao/en/leb/mp4.pdf)

モントリオール条約 (Montreal Convention 1999)

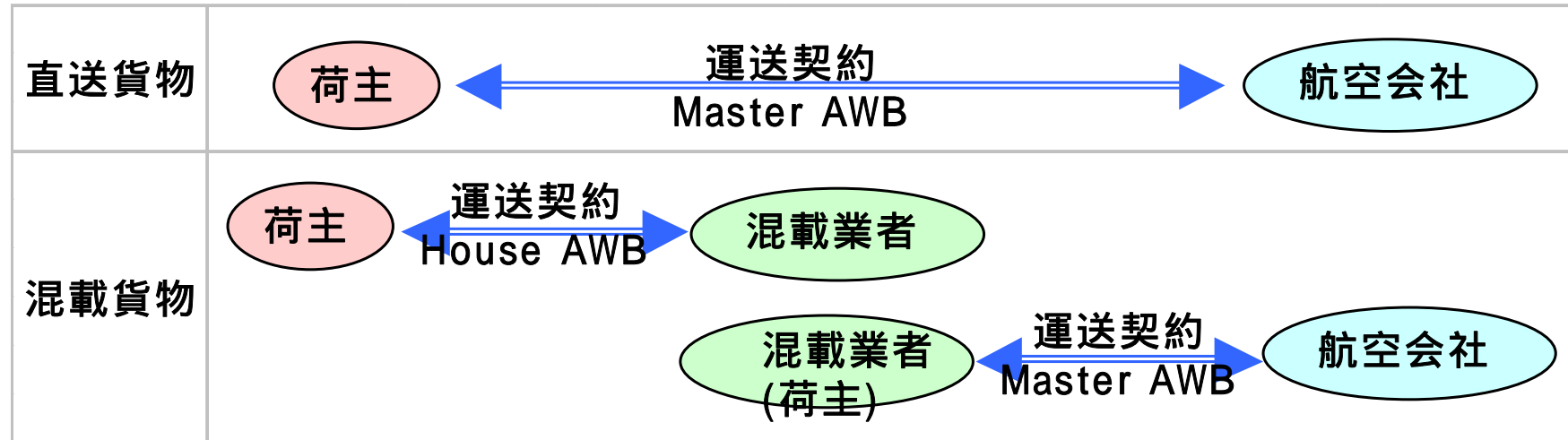
条約の名称 内容	Convention for the Unification of Certain Rules for International Carriage
	ワルソー条約・ヘーグ議定書の全面的見直し 旅客・手荷物・貨物にかかる責任原則と責任限度額を変更 旅客に関しては無限責任となった。
条約の特徴	航空運送状の電子化可能 (MP4よりも容易化) 新賠償責任制度(厳格責任: 無過失責任、17SDR/Kgの絶対的上限)
制定・発効時期	1999年に制定、 2004年に発効、 日本は2000年に批准 119ヶ国が批准済み (出所: http://www.icao.int/icao/en/leb/mtl99.pdf)

[リンク : MP4批准国リスト](#)

[リンク : MC99批准国リスト](#)

航空運送状(Air Waybill)の種類、機能

マスターAWBとハウスAWB



マスターAWB、ハウスAWBのフォームは、それぞれ航空会社、混載業者が用意し、荷主が記入する。ただし、フォワーダーが荷主に代わって記入することが多い。

航空運送状の機能： 運送契約書 貨物の受領証 運送料金の請求書
 保険の証明書 税関申告書
 荷主から運送人への貨物取扱い指示書

航空運送状(Air Waybill)のフォーム

マスターAWBの様式は世界的に統一されている。

世界中のどこの空港へでも航空貨物を運送するためには、複数の航空会社による接続輸送が必要。このような場合に、荷主が輸送にかかわるそれぞれの航空会社と契約しなくて済むように、航空会社はIATAを通じて、AWBの様式を統一している。

マスターAWBは3片の原本(Original)と複数の副本(Copy)からなっていて、Originalの裏面には裏面約款(Conditions of Contract)が記載されている。

3片のOriginalは、荷送人用、発行航空会社用と荷受人用

Copyは6片以上で、発行代理店用、貨物引渡し用、着地空港用、1st/2nd/3rd 航空会社用等となっている。

現在は、航空会社各社が自社ロゴを入れて作成したAWB(Preprinted AWB)よりも、ニュートラルAWB (Neutral AWB)の利用の方が多い。

ニュートラルAWBは、航空会社毎にAWBをプリンターに架け替える必要がなくなるので、メリットがある。

ニュートラルAWBは日本ではIATA(CASS Japan)が印刷して、フォワーダーに販売しており、費用は航空会社とフォワーダーで折半している。現行の費用は1セット24円となっている。

[リンク : ニュートラルAWB](#)

[リンク : プレプリントAWB](#)

[リンク : 裏面約款\(Conditions of Contract\)](#)

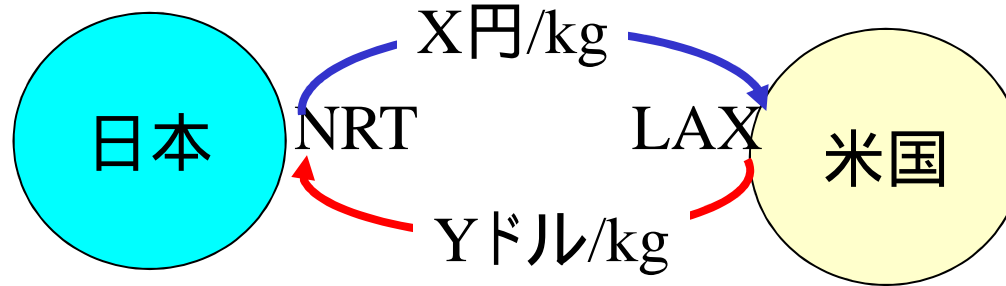
航空運送状と船荷証券の違い

航空運送状(Air Waybill)も船荷証券(Bill of Lading)も運送契約の証明書類である点では同じであるが、次のような違いがある。

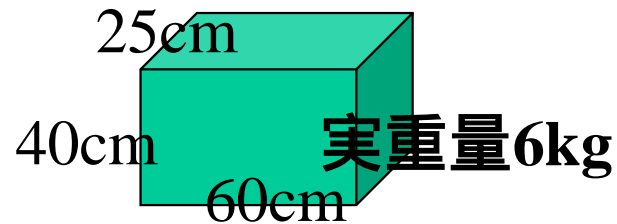
	航空運送状	船荷証券
作成者	荷送人が作成して貨物とともに航空会社に渡す。	貨物を受取った船会社が作成して荷送人に交付する。
流通性	譲渡性、流通性のない「非流通証券」 航空会社は、航空運送状の荷受人用原本を、貨物とともに、航空運送状に記載された荷受人に引渡す。	譲渡性、流通性のある「有価証券」 船荷証券の売買譲渡により、貨物の所有権が移転する。船会社は船荷証券の所有者に貨物を引渡す。
発行時期	航空会社が上屋で貨物を引受けるまでに作成される。 受荷式	通常は貨物が船に積込まれた時点で発行する。(積込式B/L, Shipped or Onboard B/L) 貨物が船会社の上屋に搬入された時に発行される、受荷式(Received)B/Lもある。
荷受人の表示方法	記名式 - 記名の荷受人に引渡す	次のいずれも可能： 記名式 - 記名の荷受人に引渡す 指図式 - 荷送人の指図で引渡す 記名持参人式 - 持参人に引渡す

航空貨物運賃の基礎知識

貨物の梱包を含む重量1kgについて、いくらというように決められている。
運賃は発地国の通貨で決められている。(発地国通貨建て)



かさばる貨物に対しては、容積を重量に換算した容積重量に対して運賃がかかる。



容積: $25\text{cm} \times 40\text{cm} \times 60\text{cm} = 60,000\text{cm}^3$

容積重量: $60,000\text{cm}^3 \div 6,000\text{cm} = 10\text{kg}$

運賃は容積重量10kgに対してかかる。

実勢運賃(マーケット・レート) :

航空会社の運賃は政府の認可運賃、混載業者の混載運賃は政府への届出運賃であるが、実際の売値(実勢運賃)は、認可・届出運賃から乖離している。実勢運賃は市場の競争によって変動している。

リンク : [燃油サーチャージとは](#) [燃油サーチャージ適用額のお知らせ](#)

航空貨物運賃の基礎、運賃の種類

運賃の 基礎	政府認可運賃、届出運賃	国際航空運賃は認可制となっており、国土交通省の認可を要する。混載運賃や国内航空運賃は届出制となっている。
	運賃の有効性	航空運送状の発行日に有効な運賃を適用する。運賃の改定が予定されている場合でも、運送状の発行日が運賃改訂前であれば、改訂前の運賃を適用する。
	運賃適用重量	キログラムを使用する。
	Kg当り賃率	発地・宛地間にキログラム当りの賃率が決められている。
	実重量と容積重量	嵩張る貨物に対しては貨物の実重量ではなくて、容積を重量に換算して得られた重量に対して、賃率を適用する。 (6,000cm ³ を1kgと換算)
運賃の 種類	一般貨物運賃	貨物の種類に関係なく適用される、基本の運賃 特定品目運賃や品目分類運賃が適用されない貨物に適用
	特定品目運賃	特定区間の特定品目に適用される割引運賃
	品目分類運賃	特定の品目(新聞、雑誌、貴重品、動物、別送手荷物等)に適用される割引または割増運賃
	最低料金	運送区間毎に定められた運賃の下限額

混載貨物運賃

混載業者は、航空会社を利用して荷主に輸送サービスを提供しており、航空会社の運賃とは異なる“混載貨物運賃”を設定して、国土交通大臣に届け出ている。

< 航空会社の運賃と混載運賃の関係 > (概念図)

<直送貨物の運賃>			<混載貨物の運賃>		
800円/Kg					
	600円/Kg		650円/Kg		
		400円/Kg		500円/Kg	
					400円/Kg
45Kg以下	45Kg以上	500Kg以上	45Kg以下	45Kg以上	500Kg以上

(注)混載運賃が認可制から事前届出制に移行した際(1989年)には、上記の概念図に示したようなそれまでの認可運賃と同じ運賃が届け出られたが、その後変更されている模様である。

[リンク : 混載貨物の流れ](#)